

## 農薬の種類と基準値

農薬にはその目的により様々な種類がありますが、主に7つに分類されます。

殺虫剤	農作物を加害する害虫を防除するための薬剤
殺菌剤	農作物を加害する病気を防除するための薬剤
殺虫殺菌剤	殺虫剤と殺菌剤の混合剤
除草剤	有害な雑草を防除するための薬剤
殺そ剤	野ネズミを駆除する薬剤
植物成長調整剤	農作物の生育を促進したり、抑制する薬剤
その他	展着剤、忌避剤、誘引剤など

散布された農薬は、日光により分解されたり雨で流れ落ちたりして、多くは収穫前に消失しますが、一部は農産物に残留することがあり、これを残留農薬といいます。

このため、農薬が残留した食品を摂取することにより人の健康を損なうことがないように、食品の成分規格として残留基準を設けて規制を行っています。当所では、国産農産物や輸入農産物について、約400項目の農薬を検査しています。

## ポジティブリスト制度 ～ 農薬の残留基準に関する制度です ～

基準が設定されていない農薬が0.01ppm（重量の1億分の1、例えば1kgの食品中に0.01mgの農薬）を超えて残留する食品の販売を原則禁止する制度で、平成18年5月29日より施行されました。

それまで農薬等を含む食品は原則規制のない状態で、規制するものについてリスト化する方式（ネガティブリスト制度）でした。そのため残留基準が定められていない農薬等を含む食品については、たとえ残留があっても規制することはできませんでした。

そこで食品の安全性を確保するために、原則規制された状態で、残留を認めるものについてリスト化する方式（ポジティブリスト制度）へと規制が強化されました。

ただし、食品にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかなものとして厚生労働大臣が定めた物質（対象外物質）は、ポジティブリスト制度の対象外とされています。詳しいことは、厚生労働省のホームページでご確認ください。

### 食品中に残留する農薬などの規制

残留基準が定められている農薬	残留基準 （農薬ごと、食品ごとに定められている）
残留基準が定められていない農薬	一律基準として0.01ppm （人の健康を損なうおそれのない量）
対象外物質	ポジティブリスト制度の対象外